

ユンタンザ頑張る事業所応援事業支援金 【申請要領】

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた村内の事業所の事業継続を応援するため、本事業では新型コロナウイルス関連融資を受けた事業所に対し支援金を交付します。

2 対象者

以下に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 村内に事業所（営業店舗）を営んでいること。
- (2) 下記に掲げるいずれかの新型コロナウイルス感染症関連融資制度の融資が令和2年2月3日以降に実行されていること。ただし、融資額のうち新型コロナウイルス感染症関連以前の既存融資を借り換えした分については対象外とする。

【対象融資】

①沖縄県

- ア 中小企業セーフティーネット資金 融資対象4
- イ 中小企業セーフティーネット資金 融資対象5
- ウ 中小企業セーフティーネット資金 融資対象6
- エ 新型コロナウイルス感染症対応資金

②信用保証協会

- ア 経営安定関連保証第4号（セーフティーネット保証第4号）
- イ 経営安定関連保証第5号（セーフティーネット保証第5号）
- ウ 危機関連保証

③沖縄振興開発金融公庫

- ア 新型コロナウイルス感染症特別貸付（生業資金・生活衛生資金・中小企業資金）
- イ 新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付
- ウ その他新型コロナウイルス感染症関連融資

④商工組合中央金庫

- ア 新型コロナウイルス感染症特別貸付（中小企業向け）

⑤その他新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業所が利用できる融資制度で、村長が特に認めるもの。

- (4) 村税等を滞納していない事業所であること（新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、徴収が猶予されているものは除く。）。
- (5) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が読谷村暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当しない事業所であること。

3 交付額

	支 援 金 の 額	
法 人	2,000 万円までの融資額 × 1%相当額	} 交付額
	2,000 万円を超えた分の融資額×0.3%相当額	
個人事業者	1,000 万円までの融資額 × 1%相当額	} 交付額
	1,000 万円を超えた分の融資額×0.3%相当額	

(1) 1,000 円未満の端数を切り捨てた額を交付する。

(2) 対象融資が複数ある場合は、融資額を合計した金額で申請することが出来る。

その場合は、過去に申請した融資額も全て合計すること。

(3) 過去に交付された本事業の支援金額を除いた額を交付する。

《申請例》

①融資額 5,000 万円の法人（初めての申請）

2,000 万円 × 1% = 20 万円

3,000 万円 × 0.3% = 9 万円

交付金額：29 万円

②融資額 5,000 万円の個人（過去に 10 万円交付済）

1,000 万円 × 1% = 10 万円

4,000 万円 × 0.3% = 12 万円

交付金額：22 万円 - 10 万円 = 12 万円

③融資額 1,500 万円の法人（初めての申請）

1,500 万円 × 1% = 15 万円

⇒ 交付金額：15 万円

4 申請期間

令和 3 年 8 月 10 日（火）から令和 4 年 2 月 28 日（月）まで

※郵送にて申請する場合 令和 4 年 2 月 28 日（月）当日消印有効

5. 提出書類

(1) ユンタンザ頑張る事業所応援事業支援金交付申請書（第 1 号様式）

(2) 融資額に分かる書類（保証決定のお知らせ、融資決定通知書、返済予定表等）

※融資の名称が記載されている資料を提出すること。

(3) 融資額の入金状況が分かる通帳の写し（以下の 3 面）

・表紙（金融機関名、店番、口座番号、口座名義人）

・表紙の裏面（口座名義人（フリガナ）、口座番号、銀行名、支店名）

・融資額が記帳されたページの全面

(4) 法人の場合、履歴事項全部証明書の写し

(5) 村内に事業所を有することが確認できる書類の写し（営業許可証、営業証明書、公共料金の請求書など（事業所の住所が記載されているものに限る。））

(6) その他村長が必要と認める書類

6 申請書の取得

- (1) 読谷村ホームページにてダウンロード印刷
ウェブ上で「読谷村 頑張る事業所 支援金」と検索してください。
- (2) 読谷村役場商工観光課窓口にて受け取り
[平日 8:30~17:15 読谷村字座喜味 2901 番地]
- (3) 読谷村商工会窓口にて受け取り
[平日 9:00~18:00 読谷村字喜名 2346-11 読谷村地域振興センター 2階]
- (4) 読谷村観光協会窓口にて受け取り
[平日 9:00~18:00 読谷村字喜名 2346-11 読谷村地域振興センター 1階]

7 提出方法

下記宛先へ郵送又は下記窓口へ直接提出

※郵送料につきましては、申請者でご負担いただきますようお願いいたします。

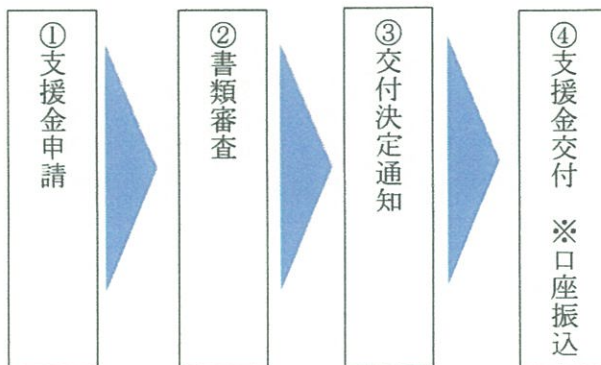
【提出先】 〒904-0392 沖縄県中頭郡読谷村字座喜味 2901 番地

読谷村役場 商工観光課 行

※郵送の場合は、封筒に「頑張る事業所支援金申請書 在中」と記載してください。

8 支援金交付までの流れ

以下の図のような流れにより、申請受理及び交付決定、口座への振り込みを行います。



①から④までに2週間程度の期間を要しますので、予めご了承ください。

9 その他

- (1) 提出後、書類審査を行い、交付の可否を決定します。審査によっては、申請者に連絡して別途書類提出又は内容の確認をお願いする場合がありますので、ご了承ください。
- (2) 交付の可否をお知らせするために、交付決定通知書又は不交付決定通知書を送付します。
- (3) 当該支援金は、事業所得として区分されます。事業所の収支状況によっては課税の対象となる場合もあります。

10 問合せ先

読谷村役場 商工観光課 商工・観光振興係 TEL098-982-9216 (平日 8:30~17:15)

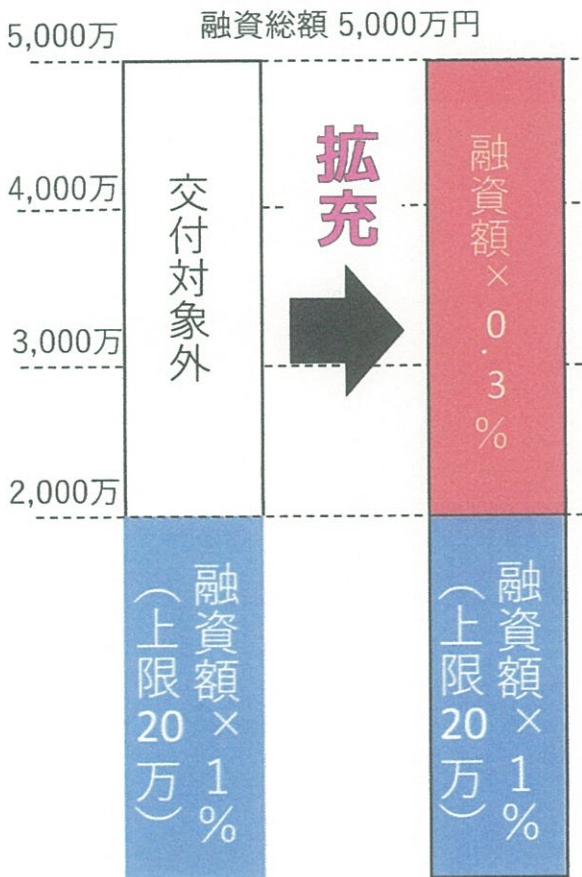
8月10日～申請再スタート！

拡充

ユンタンザ頑張る事業所応援事業支援金

支援金の対象を**拡充**！
頑張っている村内事業所をさらに支援します！！

どのように拡充したの？



これまでは、融資額の1%相当額で法人20万円・個人10万円を上限として交付しており、法人2,000万円・個人1,000万円を超えた分の融資額は対象外としていました。

しかし今回の申請より、法人2,000万円・個人1,000万円を超えた分の0.3%相当額を追加交付することになりました！

すでに上限額の交付を受けている事業所についても、**0.3%追加交付の対象となる場合がありますので、お問合せください。**

法人で融資総額5,000万円の場合…
 $2,000万円 \times 1\% = 20万円$
 $3,000万円 \times 0.3\% = 9万円 (拡充)$
交付額合計 = 29万円

申請対象者

- ①村内で事業所（営業店舗）を営んでいること。
- ②令和2年2月3日以降に新型コロナウイルス関連融資が実行されていること。

申請期間

令和3年8月10日～令和4年2月28日（予定）

お問合せ

交付額や申請書等お問い合わせは読谷村HP、
下記窓口までお問合せください。

読谷村役場 商工観光課 TEL：098-982-9216

